２０２４年度島根大学科目等履修生（外国人留学生）募集要項

科目等履修生は，学部又は大学院の特定の授業科目を履修するものです。
登録した授業科目の試験に合格した場合は，単位を修得することができます。

１．入学資格について

（１）学部の科目等履修生として入学することができる方は，次のいずれかに該当する方とします。
① 学則第５条各号のいずれかに該当する方（別紙記載のとおり）
② 高等学校又は中等教育学校の長が教育上有益と認めたときの当該高等学校又は中等教育学校後期課程に在学する生徒
③ その他本学において，当該授業科目を履修する学力があると認めた方

（２）大学院の科目等履修生として入学することができる方は，次のいずれかに該当する方とします。
① 修士課程，博士前期課程又は専門職学位課程にあっては，大学院学則第５条各号のいずれかに該当する方（別紙記載のとおり）
② 博士後期課程にあっては，大学院学則第６条各号のいずれかに該当する方（別紙記載のとおり）
③ 医学博士課程にあっては，大学院学則第７条各号のいずれかに該当する方（別紙記載のとおり）
④ その他本学大学院において，当該授業科目を履修する学力があると認めた方

【注】 (1) ①第９号若しくは③又は(2) ①第９号，②第８号，③第６号若しくは④により入学を希望する場合は，資格審査が必要ですので，あらかじめ「担当部署」へ確認ください。

２．入学時期について

入学時期は，４月又は１０月です。
（前期は４月１日～９月３０日，後期は１０月１日～翌年３月３１日の期間です。）

３．入学出願手続について

（１） 出願期限

<table>
<tr><td colspan="3">日本国外から出願する方
（代理人を通して出願する場合も含む。）</td><td>原則として，入学希望日の３ヶ月前</td></tr>
<tr><td rowspan="6">日本国内から出願する方</td><td rowspan="2">法文学部，人間社会科学研究科，
教育学部，教育学研究科，総合理工学部，
材料エネルギー学部，生物資源科学部，
自然科学研究科</td><td>４月
入学</td><td>２０２４年2月２９日（木）１７時</td></tr>
<tr><td>１０月
入学</td><td>２０２４年8月３０日（金）１７時</td></tr>
<tr><td rowspan="2">人間科学部</td><td>４月
入学</td><td>２０２４年2月９日（金）１７時</td></tr>
<tr><td>１０月
入学</td><td>２０２４年8月３０日（金）１７時</td></tr>
<tr><td rowspan="2">医学部，医学系研究科</td><td>４月
入学</td><td>２０２４年2月９日（金）１７時</td></tr>
<tr><td>１０月
入学</td><td>２０２４年8月１６日（金）１７時</td></tr>
</table>

（２）　出願書類

入学を希望する方は，次の書類をとりそろえて，「担当部署」へ提出してください。
なお，書類提出までに履修したい科目を決め，その授業担当教員の内諾を得ておくことが必要です。

<table>
<tr><th colspan="2">出願書類等</th><th>摘　　要</th></tr>
<tr><td>①</td><td>入学願書</td><td>本学所定の用紙により，授業担当教員と面談し，認印を受けたもの</td></tr>
<tr><td>②</td><td>履歴書</td><td>本学所定の用紙により，必要事項を記入したもの（初等教育（小学校），中等教育（中学校・高等学校），高等教育（大学・大学院）において在籍したすべての学校を記入すること。）</td></tr>
<tr><td>③</td><td>最終出身学校の卒業（見込）証明書又は修了（見込）証明書</td><td>出身学校が発行したもの（<u>写しは不可，日本語又は英語で作成されたもの</u>）
やむを得ず写しを提出する場合は，出身学校又は大使館等公的な機関により原本証明を受けたものを提出してください。</td></tr>
<tr><td>④</td><td>入学検定料
振込金証明書</td><td>【日本国外に居住している方】
　<u>入学検定料９，８００円を日本「円」で</u>，各国の「現金書留」に相当する郵便により，出願期限までに届くように送ってください。現金送付が困難な場合は相談に応じますので，「担当部署」へ事前に申し出てください。（出願書類を受理できない場合以外は，納入された入学検定料は，いかなる理由があっても返還できません。）
【日本国内に居住している方】
　「２０２４年度島根大学『入学検定料』振込依頼書等用紙」の所定欄に必要事項を記入し，銀行・信用金庫・農協等の金融機関（※1）で，下記の取扱期間中に同用紙により<u>入学検定料９，８００円</u>を振り込んでください。ＡＴＭ（現金自動預払機）は使用しないでください。振込手続後，窓口で返却された「Ⅲ票　振込金証明書（島根大学提出用）」を提出してください。
※１　ゆうちょ銀行・郵便局を利用する場合は「通帳及び印鑑」が必要です。現金による振込はできません。

【入学検定料振込取扱期間】
<table><tr><td>４月入学希望者</td><td>２０２４年１月３１日（水）から出願期限日の窓口取扱時間内（１５時）まで</td></tr><tr><td>１０月入学希望者</td><td>２０２４年８月１日（木）から出願期限日の窓口取扱時間内（１５時）まで</td></tr></table>　なお，以下の場合以外は，納入された入学検定料は，いかなる理由があっても返還することができません。
a.　出願書類等を提出したが，受理されなかった場合
　該当者に連絡しますので，所定の期日までに手続を行ってください。
b.　入学検定料の振込後，本学に出願しなかった場合
c.　入学検定料を誤って二重に振り込んだ場合
　上記ｂ又はｃに該当する場合，本人の申し出により納入された入学検定料を返還することができますので，４月入学については２０２４年３月７日（木），１０月入学については２０２４年９月５日（木）までに財務部経理・調達課出納担当（TEL 0852-32-6029）（土日祝日を除く９時から１７時までの間）へ連絡してください。
　なお，返還の手続を行う際に「Ⅱ票　振込金受取書（志願者保管）」及び「Ⅲ票　振込金証明書（島根大学提出用）」が必要となりますので，大切に保管しておいてください。これらの書類がない場合，振込事実の確認ができず，返還できないことがあります。</td></tr>
<tr><td>⑤</td><td>承諾書</td><td>※現職のまま入学を希望する社会人の方のみ必要
本学所定の用紙により，勤務先等の所属長が作成したもの（別紙様式第２号）</td></tr>
</table>

⑥	日本語能力に係る証明書	※法文学部，人間社会科学研究科，教育学部，教育学研究科，人間科学部，総合理工学部，材料エネルギー学部，生物資源科学部又は自然科学研究科に入学を希望する方のみ必要 日本留学試験の日本語科目又は日本語能力試験に合格した結果を示したもの（写しでも可） （ただし，人間科学部，総合理工学部又は自然科学研究科に入学を希望する方は，指導教員の推薦状をもって代えることができる場合があります） 詳細については，「担当部署」へ問い合わせてください。
⑦	誓約書	本学所定の用紙により，必要事項を記入したもの
⑧	氏名等届出書	本学所定の用紙により，必要事項を記入したもの
⑨	在留資格・在留期間に係る証明書	※出願時に日本国内に在留している方のみ必要 在留カード又は外国人登録証明書の表裏の写し，もしくは市区町村が発行する住民票の写し（在留資格・在留期間の記載があるもの）。

注１：上記の他に，本学において必要と認める書類の提出を求めることがあります。
注２：在留資格・在留期間に係る証明書を提出後，在留資格・在留期間等に変更が生じた場合は，直ちに変更後の証明書等を提出してください。

４．入学者の選考及び入学の許可について

入学を志願した方に対して選考の上，教授会又は研究科教授会の議を経て，合格者を決定します。
その後，所定の入学手続を完了した方に対して入学が許可されます。

５．入学手続について

合格者には，合格通知書と入学案内を送付しますので，入学手続を行ってください。
入学手続には，**入学料２８，２００円**（２０２３年度額。入学料は改定される場合があります。）が必要です。いったん納入された入学料は，いかなる理由があっても返還できません。
なお，所定の期日までに入学料を納めない場合，入学を辞退したものとみなします。

６．在学期間について

科目等履修生の在学期間は，入学した日の属する年度を超えることができません。
なお，前期の入学許可を受けた方のうち，引き続き後期の授業科目の履修を希望する方は，教授会又は研究科教授会の議を経て，３月末日まで在学期間の延長ができます。延長に係る入学検定料及び入学料は必要ありません。延長を希望する場合は，８月３０日（金）（医学部及び医学系研究科においては，８月１６日（金）１７時）までに「在学期間延長願」を提出してください。

７．履修科目の追加及び変更について

出願後の履修科目の追加及び変更は，原則として認められません。
ただし，１年間の入学許可を受けた方に対して，後期の履修科目の追加又は変更を許可することがあります。後期の履修科目の追加又は変更を希望する場合は，８月３０日（金）（医学部及び医学系研究科においては，８月１６日（金）１７時）までに「履修科目変更願」を提出してください。

８．単位の授与について

科目等履修生として授業科目を履修し，試験に合格した場合に単位を授与します。
また，単位を授与された方には，本人の申請により成績証明書を発行します。
なお，教育職員免許状の授与のために，学力に関する証明書が必要な場合も，本人の申請により発行します。

９．授業料の納入について

授業料は，**１単位につき１４，８００円**（２０２３年度額。授業料は改定される場合があります。）です。
各学期の所定の期日までに納入してください。いったん納入された授業料は，いかなる理由があっても返還できません。（ただし，履修予定の授業科目が本学の事情により不開講となった場合を除きます。）
入学後，本人あてに請求書（振込依頼書）を送付しますので，納入してください。

１０．退学について

退学を希望する場合は，「退学願」を提出してください。１年間の在学期間について入学を許可された方が，前期末での退学を希望する場合は，８月３０日（金）（医学部及び医学系研究科においては，８月１６日（金）１７時）までに「退学願」を提出してください。

なお，学期の途中での退学も可能ですが，その場合には当該学期分の授業料が納入されている必要があります。

１１．懲戒について

本学の規則に違反したとき，その他科目等履修生としての本分に反したときには，教授会等の議を経て，科目等履修生の資格を取り消すことがあります。

１２．障がい等を有する出願者について

入学を志願する方で，障がい等（視覚障がい，聴覚・言語障がい，肢体不自由，病弱・虚弱，重複障がい，発達障がい，精神障がい，その他の障がい等）があり，入学後，修学上特別な配慮を必要とする場合は事前に相談してください。

１３．健康診断について

入学時定期健康診断は必ず受診してください。

詳細については保健管理センター（0852-32-6568）にご相談ください。

１４．注意事項

（１）登録した授業科目以外の科目を履修することはできません。

（２）提出期限は厳守してください。期限を過ぎた申し出については，受理できませんので，注意してください。

（３）出願書類に虚偽の記入をした場合は，入学後でも入学許可を取り消されることがあります。

（４）出願書類等に不備がある場合には，受理できないことがあります。

（５）出願書類の記載内容の変更は認められません。また，受理した出願書類等については，いかなる理由があっても返還できません。

（６）期間の延長，科目の追加又は変更を希望する方は，８月３０日（金）（医学部及び医学系研究科においては，８月１６日（金）１７時）までに「担当部署」へ相談してください。

なお，通年の科目を後期から履修することはできません。

（７）外国人留学生（在留資格：留学）は，各学期において１週間あたり１０時間（例えば講義科目であれば６科目相当）以上の履修が必要です。

（８）授業科目によっては，ノートパソコン（ネット環境整備）が必要となる場合がありますので，事前に確認してください。また，メール，Moodle，Zoom，Teams などを使用する場合がありますので，事前に担当教員に確認の上，ご自身で操作できるよう準備してください。

担当部署（問い合わせ，資料請求，出願書類提出）	
【松江キャンパス】島根大学 学生センター 〒６９０－８５０４　松江市西川津町１０６０　《学生センター共通 FAX (0852)32-6059》	
法文学部	法文学部等担当　TEL (0852)32-6121 e-mail:sad-gakumu01@office.shimane-u.ac.jp
教育学部，教育学研究科	教育学部等担当　TEL (0852)32-6035 e-mail:sad-gakumu02@office.shimane-u.ac.jp
人間科学部	人間科学部担当　TEL (0852)32-6333 e-mail: sad-gakumu021@office.shimane-u.ac.jp
総合理工学部	総合理工学部担当　TEL (0852)32-6255 e-mail:sad-gakumu03@office.shimane-u.ac.jp
材料エネルギー学部	材料エネルギー学部担当　TEL (0852)32-6663 e-mail:gad-mfe@office.shimane-u.ac.jp
生物資源科学部	生物資源科学部担当　TEL (0852)32-6256 e-mail:sad-gakumu04@office.shimane-u.ac.jp
人間社会科学研究科	人間社会科学研究科担当　TEL (0852)32-6121 e-mail:hs-gakumu@office.shimane-u.ac.jp
自然科学研究科	自然科学研究科担当　TEL (0852)32-6255 e-mail:ns-gakumu@office.shimane-u.ac.jp
【出雲キャンパス】島根大学医学部学務課 〒６９３－８５０１　出雲市塩冶町８９－１　FAX (0853)20-2079	
医学部，医学系研究科	学務課　TEL (0853)20-2086 e-mail:msa-daigakuin@office.shimane-u.ac.jp

【別紙】

学則抜粋

（入学資格）

第５条 本学に入学することができる者は，次の各号の一に該当する者とする。

一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

二 通常の課程による１２年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により，これに相当する学校教育を修了した者を含む。）

三 外国において学校教育における１２年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

五 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

六 文部科学大臣の指定した者（昭和２３年文部省告示４７号）

七 高等学校卒業程度認定試験規則（平成１７年文部科学省令第１号）により，文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第２条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和２６年文部省令第１３号）に基づく大学入学資格検定に合格した者を含む。）

八 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第９０条第２項の規定により大学に入学した者であって，本学において，大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

九 本学において，個別の入学資格審査により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，１８歳に達したもの

大学院学則抜粋

（入学資格）

第５条 大学院の修士課程，博士前期課程又は専門職学位課程に入学することができる者は，次の各号の一に該当する者とする。

一 大学を卒業した者

二 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１０４条第７項の規定により学士の学位を授与された者

三 外国において，学校教育における１６年の課程を修了した者

四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における１６年の課程を修了した者

五 我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における１６年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

五の二 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について，当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において，修業年限が３年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により，学士の学位に相当する学位を授与された者

六 専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

七 文部科学大臣の指定した者

八 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１０２条第２項の規定により大学院に入学した者であって，本学において認定試験を行い，本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

九 大学院において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，２２歳に達したもの

２ 前項の規定にかかわらず，次の各号に掲げる者であって，本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを，大学院の修士課程又は博士前期課程に入学させることができる。

一 大学に３年以上在学した者

二 外国において学校教育における１５年の課程を修了した者

三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における１５年の課程を修了した者

第６条 大学院の博士後期課程に入学することのできる者は，次の各号の一に該当する者とする。
一 修士の学位又は専門職学位を有する者
二 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
四 我が国において，外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
五 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和５１年法律第７２号）第１条第２項に規定する１９７２年１２月１１日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し，修士の学位に相当する学位を授与された者
六 外国の学校，第４号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し，大学院設置基準（昭和４９年文部省令第２８号）第１６条の２に規定する試験及び審査に相当するものに合格し，修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
七 文部科学大臣が指定した者
八 大学院において，個別の入学資格審査により，修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で，２４歳に達したもの

第７条 大学院の医学博士課程に入学することができる者は，次の各号の一に該当する者とする。
一 大学の医学，歯学又は修業年限が６年の薬学若しくは獣医学（以下「医学等」という。）を履修する課程を卒業した者
二 外国において，学校教育における１８年の課程（最終の課程は，医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了した者
三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における１８年の課程（最終の課程は，医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了した者
三の二 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について，当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において，修業年限が５年以上である課程（最終の課程は，医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了することを含む。）により，学士の学位に相当する学位を授与された者
四 文部科学大臣の指定した者
五 医学等を履修する課程に４年以上在学し，又は外国において学校教育における医学等を履修する課程を含む１６年の課程を修了し，大学院において，所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
六 大学院において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，２４歳に達したもの